## ○石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況

(1) 医療費等の申請に係る医学的判定の状況

<b>『定件数</b>	今回の判定件数	(参考)判定件数累計
	136件 中皮腫 104件 肺がん 21件 石綿肺 4件 びぬ 棚厚 7件	9,446件*1 中皮腫 6,927件 肺がん 2,076件 石綿肺 197件 びが 関節 246件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの (認定疾病と判定するもの)	78件 中皮腫 66件 肺がん 9件 石綿肺 0件 びぬ 棚厚 3件	7,407件 中皮腫 6,048件 肺がん 1,247件 石綿肺 24件 びは 機関 88件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないと判定されたもの*2 (認定疾病でないと判定するもの)	19件 中皮腫 5件 肺がん 7件 石綿肺 3件 びぬ 4件	1,644件 中皮腫 626件 肺がん 693件 石綿肺 170件 びが機関 155件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかったもの (認定疾病かどうか判定できないもの(判定保留))	39件 中皮腫 33件 肺がん 5件 石綿肺 1件 びは雌觽厚 0件	395件 (179件)**3 (中皮腫 253件 (107件) 肺がん 136件 (68件) 石綿肺 3件 (3件) びが関節 3件 (1件)

- ※1 これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったことになりますが、1件と数えています。
- ※2 件数の内訳は、機構からの医学的判定の申出がなされた、医療費等の申請に係る疾病名で数えています。
- ※3 資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。 また、括弧内は、判定保留として機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

## (2)特別遺族弔慰金等の請求に係る医学的判定の状況

(施行前死亡者\*⁴に係るもの)

<b>判定件数</b>	今回の判定	件数	(参考)判定	件数累計
	_1件		_ 587件*⁵	
	中皮腫	0件	中皮腫	28件*6
	肺がん	1件	肺がん	525件
	石綿肺	0件	石綿肺	20件
	びまん性臓に	0件人	しびは人性が関語	14件 丿
石綿を吸入することにより指定疾	_0件		_ 161件	_
病にかかったと判定されたもの	中皮腫	0件)	中皮腫	5件 )
(認定疾病と判定するもの)	肺がん	0件	肺がん	149件
	石綿肺	0件	石綿肺	2件
	びまん性胸膜に厚	0件	しびが開盟	5件 丿
石綿を吸入することにより指定疾	_1件		_ 392件	
病にかかったのではないと判定さ	中皮腫	0件	中皮腫	20件
れたもの*フ	肺がん	1件	肺がん	346件
(認定疾病でないと判定するもの)	石綿肺	0件	石綿肺	18件
	びまん性胸膜に厚	0件	しびが開盟。	8件 丿
石綿を吸入することにより指定疾	_ 0件	件 _ 34件(12件)**		
病にかかったかどうか判定できな	中皮腫	0件	中皮腫	3件(1件)
かったもの	肺がん	0件	肺がん	30件(10件)
(認定疾病かどうか判定できない	石綿肺	0件	石綿肺	0件(0件)
もの(判定保留))	UstA性關膜理	0件	しびが開盟	1件(1件)

- ※4 施行前死亡者は、中皮腫及び肺がんについては平成18年3月27日よりも前に死亡した者を指し、石綿肺及び びまん性胸膜肥厚については、これらの疾病が指定疾病として追加された平成22年7月1日よりも前に死亡し た者を指します。
- ※5 これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったことになりますが、1件と数えています。
- ※6 特別遺族弔慰金等の請求(中皮腫)については、「石綿による健康被害の救済に関する法律における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方等の改正について(通知)(平成25年6月18日 環保企発第1306182号 環境省総合環境政策局環境保健部長通知)」等に基づき、死亡診断書等に死亡の原因として「中皮腫」の記載がある場合(「良性中皮腫」など、良性疾患である場合を除く。)には、機構が医学的判定を申し出ることなく認定を行っています。認定状況については、機構のホームページ(http://www.erca.go.jp)を御覧ください。
- ※7 件数の内訳は、機構からの医学的判定の申出がなされた、特別遺族弔慰金等の請求に係る疾病名で数えています。
- ※8 資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。また、括弧内は、追加で提出された資料により機構が医学的判定を申し出ることなく中皮腫として認定を行った件数及び判定保留として機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

(未申請死亡者に係るもの)

	今回の判定件数	数 (参考	)判定件数累計		
	_33件	1,	_1,408件*°		
	中皮腫 204	牛】  [中月	皮腫 966件		
	肺がん 10位	牛         肺 /	がん 360件		
	石綿肺 24	件       石約	綿肺 39件		
	びまん性臓児 11	件 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	雌鷳 43件		
石綿を吸入することにより指定疾	_14件	94	13件		
病にかかったと判定されたもの		牛] (中月	皮腫 728件		
(認定疾病と判定するもの)	肺がん 34	件	がん 201件		
	石綿肺 04	件      石約	綿肺 3件		
	びまみ増購買 01	生] [湖	/		
石綿を吸入することにより指定疾	_9件	41	14件 _		
病にかかったのではないと判定さ	中皮腫 24	件 中原	皮腫 211件		
れたもの*10	肺がん 54	件         肺 z	がん 136件		
(認定疾病でないと判定するもの)	石綿肺 14	件 📗 石約	綿肺 35件		
	びまみ性胸膜 11	生			
石綿を吸入することにより指定疾	10件	_ 51	51件(41件)***		
病にかかったかどうか判定できな	中皮腫 74	牛] (中月	皮腫 27件(20	件)	
かったもの	肺がん 21	件        肺 /	がん 23件(20	件)	
(認定疾病かどうか判定できない	石綿肺 14	件      石約	綿肺 1件(1	件)	
もの(判定保留))	してはた性が関門 01	牛儿 ( びはん	<b>烟</b> 瓣厚 0件(0	)件)	

- ※9 これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったことになりますが、1件と数えています。
- ※10 件数の内訳は、機構からの医学的判定の申出がなされた、特別遺族弔慰金等の請求に係る疾病名で数えています。
- ※11 資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。 また、括弧内は、判定保留として機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申 請が取り下げられた件数を除いた件数です。

## (参考) 今回の医学的判定に係る主な審議会の開催状況

平成29年2月6日 第270回石綿健康被害判定小委員会審查分科会 平成29年2月17日 第271回石綿健康被害判定小委員会審查分科会 平成29年3月6日 第272回石綿健康被害判定小委員会審查分科会 平成29年2月24日 第65回石綿健康被害判定小委員会石綿肺等審查分科会 平成29年3月9日 第66回石綿健康被害判定小委員会石綿肺等審查分科会 平成29年3月23日 第151回石綿健康被害判定小委員会